

県営住宅等小破修繕登録業者の追加募集について

栃木県住宅供給公社では、栃木県営住宅等を管理するにあたって、小規模または緊急的な修繕業務を適正かつ効率的に行うために住宅の修繕業者を募集いたします。

1 対象施設の概要

県営住宅

- | | |
|-----------------------------------|-----------|
| ① 中央支所（宇都宮市、鹿沼市、真岡市、日光市、上三川町、芳賀町） | 29 団地 |
| ② 栃木支所（栃木市、小山市、下野市、壬生町） | 9 団地 |
| 以上に所在する県営住宅等及び付帯施設。 | 団地計 38 団地 |

2 登録業者の募集にあたっての基本的な考え

住宅団地で発生する日常的な修繕をはじめ、これらの維持管理及び事故等に、公社と協力しながら迅速かつ適正に対応し、住民サービスの向上を図れる意欲のある業者を募集します。

3 募集する工事業者の業種

工事種類は下表のとおりとします。

業種区分	工 事 の 種 類
建築	建築工事一式（土木を含む） ・担当団地の維持修繕・災害の場合の点検報告及び復旧作業等
電気	電気工事一式 ・担当団地の維持修繕・緊急の場合の修繕及び電気復旧等
給排水	給排水工事一式 ・24 時間体制による維持修繕・緊急の場合の修繕及び給水活動等
その他	通信（TV）・防災

4 登録業者が行う業務内容

「建築」

・住宅及びその付帯施設（集会所、自転車置き場、受水槽ポンプ室、機械室等）の一般修繕工事、空室等の補修整備工事、団地環境の整備工事（駐車場整備、外柵等境界整備、のり面整備、路面整備、公園整備、調整池整備等）、強制執行に関する補助業務（荷物の搬出及び処分等）、災害発生後の調査業務等（団地の安全に関する調査及び報告書作成）、その他公社が依頼する業務。

・夜間、休日時の緊急修繕対応業務。

公社の営業時間（平日 8：30～17：15）外の対応窓口として委託している警備会社を通じて連絡が行きますので、迅速な対応をお願いいたします。

・大規模地震発生時における被害状況の報告と修繕対応業務。

公社では、大規模地震発生時において県営住宅等の被害状況を把握し、その状況を栃木県に報告し、住宅の修繕等の役割を担っております。小破修繕登録業者の皆様におきましては、被害状況を

把握するため、点検を行い公社に報告する「地震発生後の県営住宅点検実施協定書」を交わしていただきます。協定の概要については、県営住宅が存する市町村における気象庁震度階級が震度5弱以上で発表された場合、被害状況の調査・点検を行い、公社に報告していただきます。対象となる施設は、県営住宅の住棟、給排水施設、配電設備、外構施設等の県営住宅敷地内に存する施設となります。

「電気」

- ・住宅及びその付帯施設の電気設備修繕工事、外灯整備及び維持修繕工事、調査業務（団地の維持管理に関する調査及び報告書作成）、その他公社が依頼する業務。
- ・夜間、休日時の緊急修繕対応業務。

公社の営業時間（平日8：30～17：15）外の対応窓口として委託している警備会社を通じて連絡が行きますので、迅速な対応をお願いいたします。

「給排水」

- ・住宅及びその付帯施設の給水施設保守及び維持修繕工事、調査業務（団地の維持管理に関する調査及び報告書作成）、その他公社が依頼する業務。
- ・夜間、休日時の緊急修繕対応業務。

公社の営業時間（平日8：30～17：15）外の対応窓口として委託している警備会社を通じて連絡が行きますので、迅速な対応をお願いいたします。

「その他」

- ・住宅維持に関して専門的かつ継続的にメンテナンスが必要な業務、その他公社が依頼する業務。
- ・夜間、休日時の緊急修繕対応業務。

公社の営業時間（平日8：30～17：15）外の対応窓口として委託している警備会社を通じて連絡が行きますので、迅速な対応をお願いいたします。

5 登録期間

令和5年4月1日 から 令和8年3月31日までとし、中途登録業者を含めて3年毎に更新します。ただし、期間内に県営住宅受託が終了した場合、登録も終了となります。

6 登録申請資格

「建築」

- ① 建設業許可を有し、県又は市町の工事入札参加資格を有すること。
- ② 県内に、本店、支店又は出張所等の事業所を有すること。
- ③ 工事に資格を必要とする場合、所要の技術者を要していること。
- ④ 業務に対する十分な知識・経験を有した担当者が配置されていること（有資格者または担当者が過去5年以内に公営住宅等に関係する工事の施工実績があること）。
- ⑤ 公社から依頼された修繕について、休日・夜間等の対応が可能であること。

「電気」

- ① 「電気」業者は、建設業許可または登録電気工事業者登録証を取得し、県又は市町の入札参加資格を有すること。

- ② 「電気」業者は、県内に、本店、支店又は出張所等の事業所を有すること。
- ③ 施工に資格を必要とする場合、所要の技術者を要していること。
- ④ 業務に対する十分な知識・経験を有した担当者が配置されていること（有資格者または担当者が過去5年以内に公営住宅等に関する工事の施工実績があること）。
- ⑤ 公社から依頼された修繕について、休日・夜間等の対応が可能であること。

「給排水」

- ① 「給排水」の業者は、建設業許可を取得し、県又は市町の工事入札参加資格を有すること。
- ② 「給排水」の業者は、県内に、本店、支店又は出張所等の事業所を有し、且つ団地所在市町水道局等の指定工事店登録業者であること。
- ③ 施工に資格を必要とする業種については、所要の技術者を要していること。
- ④ 業務に対する十分な知識・経験を有した担当者が配置されていること（有資格者または担当者が過去5年以内に公営住宅等に関する工事の施工実績があること）。
- ⑤ 公社から依頼された修繕について、休日・夜間等の対応が可能であること。

「その他」

- ① 「その他」の業者は、県又は市町の入札参加資格者名簿に登録されている県内外業者である、もしくは、公社が必要と認めた業者とする。
- ② 施工に資格を必要とする業種については、所要の技術者を要していること。
- ③ 業務に対する十分な知識・経験を有した担当者が配置されていること（有資格者または過去5年以内に公営住宅等に関する工事の施工実績があること）。
- ④ 緊急時において対応が必要と思われる業種の場合は、迅速に修繕工事等を実施できる体制を備えていること。

7 応募について

(1) 応募に必要な書類について

※緊急連絡体制一覧表、時間外緊急連絡先一覧表は登録決定後にご提出いただきます。

【建築】

- ① 県営住宅小破修繕等登録業者申請書 (別紙・様式一登録1)
- ② 建設業許可(写)
- ③ 会社概要書「技術職員数含む」 (様式自由)
- ④ 直近2年間の決算書
- ⑤ 緊急連絡体制一覧表 (別紙・様式一登録2)
- ⑥ 時間外緊急連絡先一覧表 (別紙・様式一登録3)

【電気】

- ① 県営住宅小破修繕等登録業者申請書 (別紙・様式一登録1)
- ② 建設業許可(写)または登録電気工事業者登録証(写)
- ③ 会社概要書「技術職員数含む」 (様式自由)
- ④ 直近2年間の決算書
- ⑤ 緊急連絡体制一覧表 (別紙・様式一登録2)

- ⑥ 時間外緊急連絡先一覧表 (別紙・様式－登録3)

【給排水】

- ① 県営住宅小破修繕等登録業者申請書 (別紙・様式－登録1)
② 建設業許可(写)
③ 会社概要書「技術職員数含む」 (様式自由)
④ 直近2年間の決算書
⑤ 緊急連絡体制一覧表 (別紙・様式－登録2)
⑥ 時間外緊急連絡先一覧表 (別紙・様式－登録3)

【その他】

- ① 県営住宅小破修繕等登録業者申請書 (別紙・様式－登録1)
② 会社概要書「技術職員数含む」 (様式自由)
③ 直近2年間の決算書
④ 緊急連絡体制一覧表 (別紙・様式－登録2)
⑤ 時間外緊急連絡先一覧表 (別紙・様式－登録3)

(2) 受付期間

令和5年2月28日(火)から令和5年3月7日(火)まで
(持参の場合は平日8時30分から17時15分まで)

※応募希望者は提出前に面談をさせていただきます。

面談日程につきましては公社までご連絡をお願いいたします。

(3) 提出先

栃木県住宅供給公社 住宅事業部

住所：〒320-0023 栃木県宇都宮市仲町1番1号 栃木県地域づくり機構ビル2F

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は令和5年3月7日(火)必着)

8 留意事項

応募される場合は、以下の事項を了承の上応募してください。

- (1) 業務を安定して行う体制が整っていること。
(2) 登録業者とは修繕工事を請け負う業者の登録であり、定期的な工事を保障するものではありません。
(3) 緊急時には公社の判断により、担当住宅でない業者に修繕を依頼する場合があります。

9 選定方法

公社において審査し、選考いたします。

担当住宅は相談のうえ、公社にて決定いたします。また、担当住宅を設定しない場合もあります。

選考結果につきましては、令和5年3月中旬に通知いたします。

10 応募に要する経費

応募に要する経費は全て応募者の負担とします。

応募資料等はお返ししませんのでご了承ください。

11 登録指定の取り消し等

下記に該当した場合は、期間内であっても登録指定を取り消す場合があります。

- ① 6に定める資格を喪失した場合。
- ② 正当な理由なく修繕工事等への対応をしなかった場合。
- ③ 品質が低く、検査等において指摘事項の割合が多い場合。
- ④ 修繕工事に伴い、故意又は重大な過失により、入居者及び公社等に対し、迷惑行為や損害を与えた場合。(登録業者に責がある場合に限る。)
- ⑤ 公社の指示等に理由なく従わなかった場合。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、登録業者として不適切な行為があったと認められた場合。

12 問い合わせ先

〒320-0023 栃木県宇都宮市仲町1番1号

栃木県住宅供給公社 住宅事業部 担当：吉澤・鷹觜

電話：028-622-0461

FAX：028-622-0073

県営住宅等小破修繕登録業者申請書（中央）

令和 年 月 日

栃木県住宅供給公社

理事長 江 連 隆 信 様

申請者 郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
FAX 番号
E メールアドレス

㊞

今般貴公社が募集される、小破修繕工事等の登録業者の申請をいたします。
なお、申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約いたします。

- 1 登録業種目 *登録する業種に☑してください。
建築工事（土木を含む） 電気工事 給排水工事 その他（通信 防災）
- 2 登録希望地区
下表で、対応する事が可能な地区を選択し、優先順位記入欄に希望順番を1～3番まで記入してください。

中央支所管内

優先順位 記入欄	地区	地区内県営住宅
	宇都宮	野沢・宝木・細谷・駒生・若草・一の沢・松ヶ峰・睦・砥上・富士見・西原・西川田・築瀬・今泉・平松・平松本町・御幸・うえの・大和・春日・江曾島・兵庫塚・雀宮
	上三川	かみのかわ
	鹿 沼	日 吉・坂田山
	日 光	若 杉
	真 岡	田 町
	芳 賀	祖母井

*希望が多数となった場合は、公社で調整をさせていただきます。

[添付書類]

- イ 建設業許可証等（写）
- ロ 会社概要書「技術職員数含む」
- ハ 直近2年間の決算書

県営住宅等小破修繕登録業者申請書（栃木）

令和 年 月 日

栃木県住宅供給公社

理事長 江 連 隆 信 様

申請者 郵便番号
住所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩
電話番号
FAX 番号
E メールアドレス

今般貴公社が募集される、小破修繕工事等の登録業者の申請をいたします。
なお、申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約いたします。

- 1 登録業種目 *登録する業種に☑してください。
建築工事（土木を含む） 電気工事 給排水工事 その他（通信 防災）
- 2 登録希望地区
下表で、対応する事が可能な地区を選択し、優先順位記入欄に希望順番を1～3番まで記入してください。

栃木支所管内

優先順位 記入欄	地区	地区内県営住宅
	栃 木	平川第一・大 宮・城内南第二
	小 山	扶 桑・羽 川・犬 塚・横倉第一
	壬 生	壬 生
	下 野	自治医大前

*希望が多数となった場合は、公社で調整をさせていただきます。

[添付書類]

- イ 建設業許可証等（写）
- ロ 会社概要書「技術職員数含む」
- ハ 直近2年間の決算書

緊急連絡体制一覧表

修繕工事等に係る緊急連絡体制を下記のとおり定め、登録業者募集要項を遵守することを誓約し届出いたします。

栃木県住宅供給公社

理事長 江 連 隆 信 様

申請者 商号又は名称
代表者氏名

⑩

○登録業者 責任者	
役職名：	
氏 名：	
連絡先 時間内：	
時間外：	
メールアドレス：	

○登録業者 主任担当者	
職 名：	
氏 名：	
連絡先 時間内：	
時間外：	
メールアドレス：	

○登録業者 事務担当者	
職 名：	
氏 名：	
連絡先 時間内：	
時間外：	
メールアドレス：	

*主任担当者と事務担当者は兼務可。

時間外緊急連絡先一覧表

○登録業者	
業者名	
営業時間	
休日	

○時間外連絡先 第1順位	
氏名	
連絡先	

○時間外連絡先 第2順位	
氏名	
連絡先	

※必ず第2順位まで記載願います。